

## インボイス制度の概要

2023年10月より、消費税の仕入税額控除の新方式として「インボイス制度」（正式名称：適格請求書等保存方式）が開始されます。今回のCBCANEWSで、インボイス制度の概要等について簡潔にまとめました。（文中の引用資料の出所：国税庁）

### ✚ インボイス制度とは

インボイス制度とは、複数税率(軽減税率)の導入後、消費税の仕入税額控除の金額を正しく計算するために導入される制度です。

売手(受注側)が、買手(発注側)に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段としてインボイス(適格請求書)を交付します。買手(発注側)は交付されたインボイスを保存し帳簿への記載をすることで、仕入税額控除を行うことができます。

2023年9月までの現行方式(区分記載請求書等保存方式)では、軽減税率の対象品目の取扱いがある事業者のみ区分記載請求書の交付や保存が必要でしたが、インボイス制度では軽減税率の対象品目の取扱いの有無にかかわらずインボイスが必要となります。

**インボイス(適格請求書)のサンプル**

請求書  
△△商事(株)  
登録番号 T012345...

11月分 131,200円 ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
⋮	⋮	⋮
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

\* 軽減税率対象

(記載事項)

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

※ 下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。

※ 不特定かつ多数の者に事業を行う場合、適格請求書に代えて、適格請求書の記載事項を簡易なものとした適格簡易請求書を交付することができます。

### ✚ インボイスを交付できる事業者

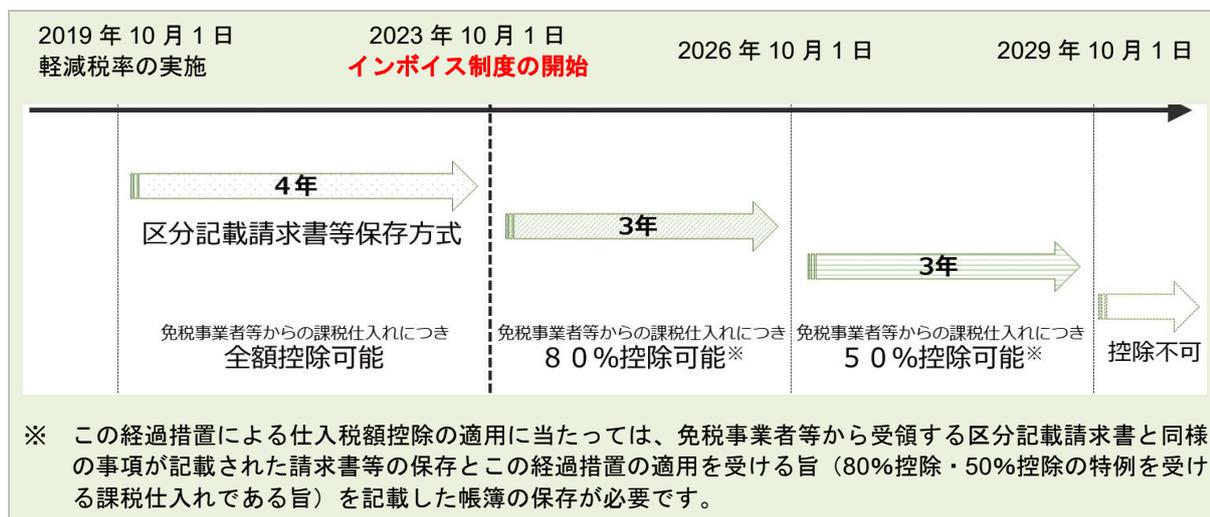
インボイスを交付することができるのは、税務署長の登録を受けた「適格請求書発行事業者」に限られます。制度開始の2023年10月からインボイスを交付するためには、原則として2023年3月31日までに登録申請が必要です。

免税事業者はインボイスを交付することができません。免税事業者が登録を受けるためには、本来、消費税課税事業者選択届出書を提出し、課税事業者となる必要がありますが、経過措置として、2023年10月から2029年9月末までの間は、消費税課税事業者選択届出書の提出は免除され、適格請求書発行事業者への登録申請だけで済みます。登録日以降は課税事業者となり、消費税の申告が必要です。

#### ✚ 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

インボイス制度開始後は、免税事業者や消費者などから行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。

ただし、制度開始後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。



#### ✚ 簡易課税制度

課税期間の基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者は、届出書の提出により簡易課税制度の適用を受けることができます。

簡易課税制度では、課税仕入れ等に係る消費税額は課税売上げに係る消費税額にみなし仕入率を乗じて算出します。そのため、実額による仕入税額の計算や課税仕入れ等に係る適格請求書等の保存などが不要となり、事務負担の軽減を図ることができます。ケースによっては、納付税額を軽減できる可能性があります。インボイス制度移行時に簡易課税制度を選択する方が増えると予想されています。

**一般課税の消費税額 = 課税売上げに係る消費税額 - 課税仕入れ等に係る消費税額(実額)**

**簡易課税の消費税額 = 課税売上げに係る消費税額 - 課税売上げに係る消費税額 × みなし仕入率**

事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第一種事業	卸売業	90%
第二種事業	小売業、農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業）	80%
第三種事業	農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業を除きます。）、鉱業、建設業、製造業（製造小売業を含みます。）、電気業、ガス業、熱供給業及び水道業	70%
第四種事業	他の事業区分以外の事業（飲食店業等）	60%
第五種事業	運輸通信業、金融業及び保険業、サービス業（飲食店業に該当する事業を除きます。）	50%
第六種事業	不動産業	40%

一般社団法人全国経営診断士協会

〒112-0004

東京都文京区後楽 2-2-17 NBD 三義ビル

TEL : 03-3812-8211 FAX : 03-3812-8213

mail@cbca.jp

http://www.cbca.jp

お問い合わせ先